

西脇市生産性向上・賃上げ応援事業



国の**業務改善助成金**を活用して
生産性向上・賃金引上げに取り組む**事業者**に
西脇市が**上乗せ補助金を支援**します！

対象の要件

令和5年4月1日以降に、厚生労働省により、**業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）の支給決定通知**を受けていること

対象者

- ・市内に本社または本店を有する中小企業者
- ・市内に主たる事業所を有する個人事業主（事業主は市外在住でも可）

業種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

①資本金の額または出資の総額、②常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たすことが必要
なお、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等で、資本金の額または出資の総額がない場合は、常時使用する労働者数により判断

補助対象の経費

業務改善助成金の助成対象経費

※業務改善助成金の交付額確定時に助成対象と認められた経費が対象です。

補助額

業務改善助成金の対象経費に対し、
助成率に応じて 1/10 または 1/8（上限 20 万円）

※ 1 事業者 1 回限り

国助成金に
市がプラス
最大 20 万円

西脇市生産性向上・賃上げ応援事業補助金申請方法

業務改善助成金(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)の支給決定通知を受けた方



交付申請書・添付書類をご準備

西脇市ホームページから申請書類(1)(2)をダウンロードできます ⇒



- (1) 西脇市生産性向上・賃上げ応援事業補助金交付申請書
- (2) 誓約書兼市民税等の調査に関する承諾書
- (3) 業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し
- (4) 業務改善助成金に係る事業実績が確認できる書類の写し
事業実績報告書・国庫補助金精算書・事業実施結果報告の写し
- (5) 市内に主たる事業所を有することが確認できる書類の写し
(法人)・履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し(3か月以内取得のもの)
(個人)・本人確認書類の写し(住所記載のあるもの)
・【住民登録地が西脇市以外の場合のみ】本市区域内に施設を所有または借り受け、
当該施設で事業を行っていることを示す書類の写し(店舗の賃貸借契約書等)
- (6) 補助金を受領する口座情報(預金通帳等の写し)



申請書一式のご提出(事業者⇒西脇市)

提出先：〒677-8511 西脇市下戸田128-1
西脇市役所 産業活力再生部 商工観光課 宛て

※受付期間は令和9年2月末まで 予算上限に達した時点で申請受付を終了します。



審査・交付決定(西脇市⇒事業者)

「西脇市生産性向上・賃上げ応援事業補助金交付決定書兼確定通知書」を交付



補助金のお支払い(西脇市⇒事業者)

補助申請先・問合せ

西脇市産業活力再生部商工観光課
TEL 0795-22-3111
FAX 0795-22-6987

業務改善助成金(中小企業最低賃金引上げ 支援対策費補助金)に関する問合せ

兵庫労働局 雇用環境・均等部企画課
TEL 078-367-0700

